

# 届出対象種類及び基準値

【騒音】騒音規制法施行令 別表第二  
環境庁告示 16号  
【振動】振動規制法施行令 別表第二  
振動規制法施行規則 別表第一

種類	作業内容	基準値(dB)【※3】		届出有無		
		騒音	振動	騒音	振動	
1	くい打設作業 【※4】	85	75	○	○	
	(1) くい打機(もんけん、圧入式を除く)					
	(2) くい抜機(油圧式を除く)					
	(3) くい打くい抜き機(圧入式を除く)					
2	びょう打等作業	85	—	○	×	
3	破碎作業 【※1】	(1) ブレーカー(ジャイアント・油圧)	85	75	○	○
		(2) さく岩機(手持ち式) 【※4】	85	—	○	×
4	掘削作業	(1) バックホウ(原動機出力 80kW 以上)	85	—	○	×
		(2) トラクターショベル(原動機出力 70kW 以上)				
		(3) ブルドーザー(原動機出力 40kW 以上)				
		* 低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く 【※2】				
5	空気圧縮機	空気圧縮機(原動機出力 15kW 以上)	85	—	○	×
		* 原動機は電動機以外のもを使用の場合				
		* さく岩機の動力として使用するものは除く				
6	コンクリート プラント等及び コンクリート 搬入作業	(1) コンクリートプラント (混練機の混練容量 0.45m <sup>3</sup> 以上)	85	—	○	×
		(2) アスファルトプラント (混練機の混練重量 200kg 以上)				
		* モルタル製造のためにコンクリートプラント を設けるものを除く				
7	建築物の解体・ 破壊作業	(1) 鋼球	—	75	×	○
		(2) 舗装版破碎機 【※1】				

※1 作業地点が連続的に移動する作業は、当該作業に係る1日の2地点間の最大距離が50mを超えないものが対象

※2 対象機械は国土交通省ホームページ([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk000003.html))を参照

※3 基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線

※4 該当機種例(参考)

種類	機種例	機種例
くい打設作業	バイブロハンマー	ハンドブレーカー
	ディーゼルパイルハンマー	電動ハンマー
	ドロップハンマー	電動ピック
	パイルエキストラハンマー	チップングハンマー
	油圧 エアハンマー	レッグドリル
	振動 パイルドライバー	ストッパー 等
	さく岩機 (手持ち式)	